

【2019.6.10 改訂】 放課後児童支援員認定資格研修 開催通知

この度、埼玉県では放課後児童クラブ(学童保育)に勤務し、平成 26 年4月 30 日の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「省令基準」という。)第10条第3項の各号のいずれかに該当する方を対象に、「放課後児童支援員」の有資格者となるための研修(以下、「認定資格研修」という。)を実施します。

下記の内容をよくお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

1 研修の目的

この「認定資格研修」は、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針(平成 27 年3月 31 日雇児発 0331 第 34 号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 以下「運営指針」という。)に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要となる知識及び技能の習得とそれを実践する際の考え方や心得を認識してもらうことを目的としています。

2 実施主体

埼玉県

ただし、令和元年度は「一般社団法人 子ども・放課後サポートセンター」に委託して研修を実施します。

3 研修受講対象者

修了に必要な全日程を受講できる方で、「省令基準」第10条第3項の各号のいずれかに該当し、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事している方、または従事しようとする方。

4 日程と会場

市町村ごとに研修会場が決まっています。遠方の会場となる場合もありますのでご理解願います。

コース	日程	会場(開催地)	受講対象地域	申込〆切
1	6月17日(月)、28日(金) 7月2日(火)、9日(火)	国立女性教育会館 (嵐山町)	川越市、秩父市、東松山市、春日部市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町	6月7日
2	6月19日(水)、25日(火) 7月4日(木)、11日(木)	入間市産業文化センター (入間市)	川越市、所沢市、飯能市、春日部市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、日高市、三芳町	6月7日
3	9月10日(火)、17日(火) 24日(火)、10月10日(木)	埼玉県県民活動 総合センター (伊奈町)	さいたま市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、富士見市、蓮田市、白岡市、伊奈町	8月9日

【別紙2】

4	9月12日(木)、19日(木) 26日(木)、30日(月)	越谷市中央市民会館 (越谷市)	川口市、加須市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、宮代町、杉戸町、松伏町	8月9日
5	10月4日(金)、8日(火) 16日(水)、29日(火)	国立女性教育会館 (嵐山町)	川越市、行田市、秩父市、本庄市、東松山市、深谷市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町	9月4日
6	10月15日(火)、23日(水) 25日(金)、11月11日(月)	さいたま共済会館 (さいたま市)	さいたま市、熊谷市、川口市、春日部市、蕨市、戸田市、久喜市、伊奈町	9月12日
7	11月1日(金)、7日(木) 8日(金)、15日(金)	熊谷文化創造館 さくらめいと (熊谷市)	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、鴻巣市、深谷市	10月1日
8	11月19日(火)、21日(木) 26日(火)、28日(木)	越谷市中央市民会館 (越谷市)	加須市、春日部市、羽生市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、宮代町、杉戸町、松伏町	10月18日
9	12月4日(水)、5日(木) 11日(水)、13日(金)	入間市産業文化センター (入間市)	川越市、所沢市、飯能市、春日部市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、日高市、ふじみ野市、三芳町	11月1日
10	【予定】 12月17日(火)、19日(木) 1月14日(火)、16日(木)	さいたま共済会館 (さいたま市)	さいたま市、熊谷市、鴻巣市、上尾市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、白岡市	11月15日
11	2月12日(水)、14日(金) 21日(金)、28日(金)	川口市総合文化センター (川口市)	さいたま市、川口市、蕨市、戸田市	1月10日

※10コースは、今後日程・会場が変更になる可能性があります。

5 資料代 (テキスト代) 1,610 円

- ・中央法規「認定資格研修のポイントと講義概要」(1,000 円)
- ・「放課後児童クラブ運営指針解説書」(310 円)
- ・「講師レジュメ集」(300 円)

研修会初日に、受付でテキストと引き換えますので、おつりのないようにご用意ください。

なお、「認定資格研修のポイントと講義概要」及び「運営指針解説書」を持参される方は、「講師レジュメ集」代の 300 円のみ徴収させていただきます。

6 受講申込等

①受講申込について

受講申込は各市町村担当課で取りまとめの上、各会場の締切日(必着)までに一般社団法人子ども・放課後サポートセンターあて郵送してください。(各会場の申込締切日は前述「4 日程と会場」の一覧表でご確認ください。)

また、会場ごとに受講者数を調整させていただきました。市町村ごとに、定められた人数内でお申し込みください。一部の地域には遠方まで足を運んで頂きますが、御協力お願いいたします。

【別紙2】

②提出書類

- 1.受講希望者一覧表【別紙4】(市町村作成)
- 2.埼玉県放課後児童支援員認定資格研修 申込書【別紙5】
- 3.本人確認書類
運転免許証・健康保険証・住民票(6か月以内に発行したもの)・パスポートのいずれかの写し
氏名・生年月日・現住所がわかる面を印刷し提出してください。
- 4.写真 2枚(上半身脱帽正面向4cm×3cmセンチ、6か月以内に撮影)
裏面に市町村名と氏名をボールペンで記入の上、1枚は「2.申込書」に貼付してください。
- 5.受講資格証明書類(各種証明書の写し)

	資格等「省令基準」第10条第3項	添付すべき、証明する書類
(1)	保育士	1 「保育士証」 2 「指定保育士養成施設卒業証明書」 2003.11.29 以降の資格取得者 3 「保育士養成課程修了証明書」 2003.11.29 以降の資格取得者 4 「保育士試験合格通知書」 5 「保育士試験一部科目合格証明書」3年間で全科目合格が確認できるもの 6 「保育士(又は保母)資格証明書」2003.11.28 までの資格取得者
(2)	社会福祉士	社会福祉士登録証
(3)	高卒等で2年以上児童福祉事業に従事	高校の卒業証明書 又は大学入学資格検定や高等学校卒業程度認定試験 事業主が証明する別添用紙を添付してください。【別紙 6-1】 「2年以上」と「累計 2000 時間」のいずれも満たしている事
(4)	教育職員の免許状を保有	1 普通免許状 (幼稚園・小・中・高等学校教諭、養護教諭、栄養教諭) 2 特別免許状 (小・中・高等学校教諭) 3 臨時免許状 (幼稚園・小・中・高等学校助教諭、養護助教諭) (注)いずれかひとつの提出で足りません。
(5)	大学で関係課程を学び卒業	大学の「卒業証明書」及び「成績証明書」 (成績証明書…修得科目の科目名・単位数・成績を証明)
(6)	関係課程を学び大学院入学	大学の「成績証明書」 大学院入学を証明する書類
(7)	大学院で関係課程を学び卒業	大学院の「卒業証明書」及び「成績証明書」 (成績証明書…修得科目の科目名・単位数・成績を証明)
(8)	外国の大学で関係課程を学び卒業	大学の「卒業証明書」及び「成績証明書」 (成績証明書…修得科目の科目名・単位数・成績を証明)
(9)	高卒等で放課後子供教室など類似事業に2年以上従事	高校の卒業証明書 又は大学入学資格検定や高等学校卒業程度認定試験 市町村長が証明する別添用紙を添付してください。【別紙 6-2】 「2年以上」と「累計 2000 時間」のいずれも満たしている事
(10)	5年以上放課後児童健全育成事業に従事	市町村長が証明する別添用紙を添付してください。【別紙 6-3】

(1)～(10)いずれかひとつについての証明書類をご提出ください。ただし、受講科目の免除申請をする場合は該当資格の証明書類をご提出ください。

なお、保育士や教諭資格などは更新制になっていますが、更新されていないものでも可としています。

書類は全てA4サイズで御提出ください。(縮小コピー、A4サイズの白紙に貼付するなど。)

【別紙2】

③申込先

それぞれの市町村の担当課へ

④受講票の確認

受講者決定後、(一社)子ども・放課後サポートセンターから市町村担当課へ受講票及び会場案内図を送付しますので、各受講者への配布をお願いします。

万が一内容に間違いがありましたら、社団法人事務局までご連絡ください。

⑤受講に際して

- ・受講に当たっては、必ず「受講票」をお持ちください。
- ・受講後のレポートを提出しないと、受講修了とは認められません。
- ・当日はレポート提出の漏れがないように、ご注意ください。
- ・遅刻については、その科目の受講は認められませんのでご注意ください。
- ・体調不良など急な欠席の場合は、社団法人事務局までご連絡ください。

⑥修了の認定と修了証の交付

認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、埼玉県知事が修了の認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定研修修了証」(賞状形式と携帯用形式の2種)が交付されます。

修了証は県から市町村へ送付されますので、修了者への配布をお願いします。

⑦個人情報ポリシー

受講申し込みにあたって頂いた情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、厚生労働省への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互の利用・提供のために使用します。

☆研修全般に関するお問合せは

一般社団法人 子ども・放課後サポートセンター(CAS)

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 4-147-1 藤本ビル 3階

☎050-3476-3069 Fax048-644-1572

Email office@kodomo-support.com

【別紙2】

7 研修プログラム

	一日目	二日目	三日目	四日目
9:15	開場	開場	開場	開場
9:30	全体ガイダンス	9:30~11:00 第5講	9:30~11:00 第9講	9:30~11:00 第13講
~	9:45~11:15 第1講	休憩 11:00~11:15	休憩 11:00~11:15	休憩 11:00~11:15
11:00	休憩 11:15~11:30	11:15~12:45 第6講	11:15~12:45 第10講	11:15~12:45 第14講
11:15	11:30~13:00 第2講	昼食 12:45~13:45	昼食 12:45~13:45	昼食 12:45~13:45
~	12:45	13:45~15:15 第7講	13:45~15:15 第11講	13:45~15:15 第15講
12:45	昼食 13:00~14:00	休憩 15:15~15:30	休憩 15:15~15:30	休憩 15:15~15:30
13:45	14:00~15:30 第3講	15:30~17:00 第8講	15:30~17:00 第12講	15:30~17:00 第16講
~	15:15	レポート記入	レポート記入	レポート記入
15:30	休憩 15:30~15:45			
~	17:00			
17:00	15:45~17:15 第4講			
	レポート記入			

- 同一会場で4日間、16科目24時間の履修を基本として、受講申し込みを行います。講習には通して御参加ください。
- 体調不良等で所定の講習を受講できない場合は事前にご連絡ください。別会場の講習を御案内いたします。
- 途中で転居等の事情により受講ができなくなった場合は、「一部科目修了証」が発行され、受講した科目は免除されて、別の県で資格取得ができます。

【別紙2】

8 研修項目、科目、時間数及び履修免除について

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解(4.5 時間・90 分×3)
 - ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2. 子どもを理解するための基礎知識(6.0 時間・90 分×4)
 - ④ 子どもの発達理解
 - ⑤ 児童期(6歳～12 歳)の生活と発達
 - ⑥ 障害のある子どもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援(4.5 時間・90 分×3)
 - ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のある子どもの育成支援
4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力(3時間・90 分×2)
 - ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫ 学校・地域との連携
5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応(3時間・90 分×2)
 - ⑬ 子どもの生活面における対応
 - ⑭ 安全対策・緊急時対応
6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能(3時間・90 分×2)
 - ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

受講資格の下記の表の者は、●の科目の受講を免除することができます。(都道府県認定研修ガイドライン)ただし、最新の理論等を学ぶためにも、受講をおすすめします。

「免除」は本人からの申請によりますので、申し込みの際に「免除申請」をお願いします。

	保育士	社会福祉士	教諭
2-④ 子どもの発達理解	●		●
2-⑤ 児童期(6歳～12 歳)の生活と発達	●		●
2-⑥ 障害のある子どもの理解	●	●	
2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解	●	●	